

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する 対応状況について

令和2年4月13日(月)17:00 現在
環境省大臣官房総務課危機管理室

環境省関連の対応状況については、以下のとおり。

【省全体関係】

- 環境省情報連絡室を設置（1月21日）
- 環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催（1月23日）
- 環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（1月30日）
- ホテル三日月（勝浦市）に退避邦人（政府対応ユニット）対応のため、職員1名を派遣（2月3日）
- 税務大学校（和光市）に退避邦人（政府対応ユニット）対応のため、職員1名を派遣（2月12日）
- 税務大学校（和光市）にクルーズ船下船者対応のため、職員1名を派遣（2月13日）
- 第2回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（2月14日）
- 環境省の各関係部局から関係法人の職員及び関係業界団体等の従業員に対し、「新型コロナウイルスを防ぐには（厚生労働省発表）」を周知し、感染拡大の防止について適切に対応するよう要請（2月18日）
- 第2回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催（2月20日）
- 税務大学校（和光市）にクルーズ船下船者対応のため、職員1名を派遣（2月21日）
- 第3回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（2月21日）
- 第3回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催（2月25日）
- 第4回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催（2月28日）
- 第4回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（2月28日）
- 税務大学校（和光市）にクルーズ船下船者対応のため、職員1名を派遣（2月28日）
- 第5回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（3月6日）
- 第5回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催（3月11日）
- 第6回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（3月13日）
- 第7回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（3月19日）
- 第6回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催（3月26日）
- 第8回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（3月27日）
- 第7回環境省新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催（4月2日）
- 第9回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（4月3日）
- 第10回環境省新型コロナウイルス感染症対策本部を開催（4月7日）
- 新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関して、関係事業者団体代表者宛に環境大臣、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣の連名による要請を実施（4月13日）

【時差出勤・テレワーク等関係】

- 環境省において原子力規制庁を含め2月21日までに体制整備を行い、2月25日より開始。
- 環境省の所管団体（廃棄物、動物・動物愛護団体）に対し、風邪症状が見られるときの

従業員が休みやすい環境整備とともに、時差出勤・テレワークの活用促進の依頼について関係者への周知を依頼。(2月19日)

○環境省所管の動物取扱業等に対し「従業員が働きやすい環境整備に向けて」を通知(2月19日)

【環境省が主催するイベントへの対応】

○厚生労働省の「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を踏まえ、環境省主催イベントについて、3月31日までに開催予定の100名以上の参加者が予定されるイベントは延期又はネット中継や録画配信等による対応、100名未満のイベントでは、感染拡大防止の措置等の取組状況をチェックし不足の場合は延期や動画配信等による開催の必要性を個別に判断。(2月21日)

○内閣総理大臣「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を踏まえ、今後2週間程度において環境省が主催するイベントについて、規模の大きさに関わらず延期又はネット中継や録画配信等による対応を判断。(2月26日)

○政府新型コロナウイルス感染症対策本部での総理発言を踏まえ、環境省が主催する3月31日まで開催予定のイベントは規模の大きさに関わらず延期又はネット中継や録画配信等による対応を判断。(3月11日)

○環境省が主催する開催予定のイベントは、当面の間、規模の大きさに関わらず延期又はネット中継や録画配信等による対応を判断。(3月27日)

【環境省が発注する工事及び業務について】

○環境省発注の工事又は業務については、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認し、受注者の責めに帰すことができないものとして、変更等の契約事務を適切に行うよう関係者へ周知。(2月28日)

【廃棄物関係】

○自治体、廃棄物処理業界団体及び医師会に対し、新型コロナウイルスを始めとする感染症に係る廃棄物の適正な処理について通知し、関係者への周知を依頼。(1月22日)

○自治体、廃棄物処理業界団体及び医師会に対し、安全かつ安定的な廃棄物処理事業の継続のための必要な措置の実施について通知し、関係者への周知を依頼。(1月30日)

○自治体に対し、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の実施のため、指導監督を始めとする必要な措置の実施について通知し、関係者への周知を依頼するとともに、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&Aを環境省ウェブサイトに掲載。(3月4日)

○3月13日付けで、セーフティネット保証5号の指定業種に、廃棄物に関連する業計10業種が追加された(指定期間は3月13日～3月31日)。また、この旨を廃棄物処理業界団体等宛てに周知した。(3月13日)

○御家庭でのマスク等の捨て方や、医療関係機関等における廃棄物の取扱いに関する留意点についてのチラシを作成し、自治体、廃棄物処理業界団体及び医師会等に対し関係者への周知を依頼するとともに、環境省ウェブサイトやSNS等に掲載。(3月27日)

○自治体に対し、緊急事態宣言が発出された状況下にあっても、廃棄物の処理について安定的に業務を継続するよう求めるとともに、その継続に当たって措置すべきこと等について通知し、関係者への周知を依頼。(4月7日)

○自治体に対し、廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について通知し、関係者への周知を依頼。(4月10日)

【東日本大震災復興関連の情報発信施設関係】

- 環境省が所管する福島県内の東日本大震災復興関連の3つの情報発信施設について、感染拡大防止のため、3月3日から、当面の間、臨時休館する。(3月4日時点)
 - ・環境再生プラザ(福島市)
 - ・中間貯蔵工事情報センター(大熊町)
 - ・特定廃棄物埋立情報館リプルンふくしま(富岡町)

【国民公園、国立公園等の施設関係】

国民公園内の施設、国立公園内のビジターセンター等、世界遺産センター、野生生物保護センター等について、以下の対応を実施。

- 入園者が使用できる手指の消毒液を休憩所内等に設置及び感染予防のため消毒液の利用を推奨する張り紙の掲示を実施。(1月24日より)
- 入園者に対し、新型コロナウイルス関連肺炎への予防行動(手洗い、咳エチケット等)の呼びかけや帰国者・接触者相談センターへの相談目安や情報把握のための連絡先等を記した張り紙を掲示(日、英、中)。その後適宜必要な情報を更新(1月31日より)
 - 掲載している連絡先等：外国語対応可能な医療機関検索サイト、JNTOの相談窓口、中国領事館相談受付連絡先、厚生労働省フリーダイヤル。
- 自然公園財団、休暇村協会に対し、消毒液の設置や掲示を依頼。(1月31日)

○国立公園公式SNS(InstagramとFacebook)を用いた定期的な注意喚起を開始。(1月31日)

○2月28日付で開館・閉館の対応方針を全施設に連絡。26施設が閉館(公園内の案内等安全確保のため職員は常駐)。(3月5日現在)

○京都御苑・皇居外苑(北の丸地区含む)のHPや看板等で、花見時期の対応として園内における飲食を伴う宴会等のご利用を控えて頂くことについて周知。(3月6日、3月10日)

○新宿御苑のHPや看板等で、「桜繁忙期の待機列解消へのご協力をお願い(年間パスポート申込書事前記入・チケットの事前購入)」について周知。(3月6日)

○新宿御苑のHPや看板等で、「園内の混雑の状況によっては入園をお断りする場合がございます」、「レジャーシート等の使用はできないこと」等について周知。(3月13日)

○新宿御苑については当面の期間閉園とした。(3月27日)

【ペット飼養関係】

- 「ペットを飼っている皆様へ」のページを設け、ペット飼養に関連する新型コロナウイルス感染症の情報を掲載。(3月4日)

以上